議案第三十号

廃棄物 の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一 部を改正することについて、 地方自

治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、 本議会の議決を求

平成元年三月十日

める。

 $\equiv$ 朝 町 長 安 田

蜺

成元年 參月 廿拾弐日 原案可決

亚

三朝町議会議長 安井由行

廃棄物の処埋及び膺掃に関する条例の一部を改正する条例

廃 棄物の処理及 び清掃 に関する条例 昭 和四 十七年三朝町条例第十四号) の一部を次のよ

うに改正する。

九円」に改め、 九十円以内」に、「一万五千円以内」を「一万五千四百五十円以内」に、「二万円以内」を 「二万六百円以内」に改める。 第九条第一号中「千三百二十円」を「千三百五十九円」に、「六百六十円」を「六百七十 同条第二号中「千円以内」を「千三十円以内」に、「三千円以内」を「三千

附則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。